利用権を設定しない場合の回答書

令和 年 月 日

多可町産業振興課 行

所有者・耕作者(←どちらかに○)

これまで利用権を設定していた農地について、下記のとおり契約を解消したので回答します。

●解消等の事由(□]の中にチェックをして下さい。)	
□貸し手の主導	□ 自作のため(労力増加)	
	□ 自作のため(営農規模拡大)	
	□ 期間満了	
	□ 分家を出すためなど	
	□ 転用のため	
	□ その他()
□借り手の主導	□ 農業廃止	
	□ 兼業による経営縮小	
	□ 高齢化	
	□ 病気等で労力不足	
	□ 耕作不便・低生産地	
	□ その他()

●利用権設定を解消する農地

所	在	地	地 番	地目	面積(m²)	利用権
区	1 1 1	字				賃 借 権・使用貸借権
区	I I I	字				賃 借 権・使用貸借権
区	 	字				賃 借 権・使用貸借権
区	 - 	字				賃 借 権・使用貸借権
区	I I I	字				賃 借 権・使用貸借権
区	1 	字				賃 借 権・使用貸借権
区	 	字				賃 借 権・使用貸借権
区	 	字				賃 借 権・使用貸借権

<提出先> 〒679-1192 中区中村町123番地 多可町役場 産業振興課 電話 0795-32-2388 FAX 0795-32-4778 〒679-1292 加美区豊部250番地 加美地域局 電話 0795-35-0080 FAX 0795-35-0098 〒677-0192 八千代区中野間650番地1 八千代地域局 電話 0795-37-0250 FAX 0795-37-1993

- *農地の管理は所有者の責務です。引き続き、農地の管理・維持に努めていただきますよう、 ご理解のほどよろしくお願いします。
- *なお、既に貸借設定の継続や新規の手続き、契約の解消等の話し合いによる届け出を済ませ ておられる場合は、あしからずご了承ください。